

令和6年度

東京外環自動車道

京葉ジャンクションBランプ家屋事前調査

特記仕様書

令和6年 10月

東日本高速道路株式会社
関東支社 千葉工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 東京外環自動車道
京葉ジャンクションBランプ家屋事前調査

1-1-2 路線名 東京外環自動車道
一般国道14号(京葉道路)

1-1-3 履行箇所 東京外環自動車道
自) 千葉県市川市国分
至) 千葉県市川市高谷
一般国道14号(京葉道路)
自) 東京都江戸川区篠崎町
至) 千葉県市川市二俣

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数量	備考
家屋事前調査		
現地踏査	1式	
意向確認調査	100件	
建物等調査		
木造建物A-1	9棟	70㎡未満
木造建物A-2	29棟	70㎡以上130㎡未満
木造建物C-2	1棟	70㎡以上130㎡未満
非木造建物イ-2	2棟	200㎡以上400㎡未満
非木造建物イ-8	1棟	3,000㎡以上4,000㎡未満
各戸配布調査書	100件	
打合せ協議	1式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和6年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「用地関係調査仕様書(令和6年10月東日本高速道路株式会社)(以下「仕様書」という。))及び「地盤変動影響調査算定要領」(以下「要領」という。)の関連項目を追加するものとする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休

日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書1-13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内(業務完了期限までの間)で、受注者が業務の始期(業務着手日)及び終期(業務完了日)を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書(本特記仕様書様式-1)により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間(業務完了期限)：契約保証取得の日の翌日から300日間(まで)

余裕期間(業務着手期限)：契約保証取得の日の翌日から60日間(まで)

1-5 受注者相互の協力

共通仕様書1-20「受注者相互の協力」に示す、隣接又は関連の工事・調査等業務については、下表のとおりである。なお、履行期間中に関連工事・調査等業務が増加した場合は、監督員の指示によるものとする。

件名	履行期間	受注者	発注機関
東京外環自動車道 京葉ジャンクションBランプ工事	令和2年10月27日 ～ 令和8年3月29日	鹿島建設(株)・(株)鴻池組 東京外環自動車道京葉ジャンクションBランプ工事特定建設工事 共同企業体	東日本高速道路(株) 関東支社

1-6 計画行程表

1-6-1 計画行程表の記載事項

共通仕様書 1-14-1 「作業計画書の提出」 (2) に示す作業計画書中の計画工程表 (本特記仕様書様式-2) の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-22 「打合せ」 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
現地踏査		1 式	
意向確認調査		1 0 0 件	
建物等調査	木造建物 A-1	9 棟	
	木造建物 A-2	2 9 棟	
	木造建物 C-2	1 棟	
	非木造建物 イ-2	2 棟	
	非木造建物 イ-8	1 棟	
各戸配布調査書		1 0 0 件	
打合せ協議		1 式	

1-6-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-22 「打合せ」 の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-14-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-7 土地への立入り

- (1) 受注者は、本業務の実施のために所有者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、共通仕様書 1-17-5 「土地への立入り」の規定によるものとする。なお、立入る土地または建物等の所有者の同意は、原則として受注者が得るものとする。同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては、立入りの日及び時間を予め監督員に報告するものとする。
- (3) 受注者は、本業務実施のために建物等の立入り調査を行う場合には、所有者の立合いを得なければならない。ただし、立合いを得ることができないときは、予め所有者の了解を得ることをもって足りるものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-22 「打合せ」 に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内 (休日等を除く) に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあつた調査等打合簿を受領後 7 日以内 (休日等除く) に受注者へ返送するものとする。

1-9 成果品

共通仕様書 1-46-1 「成果品」 によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね30日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-10 部分使用

共通仕様書 1-36 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

種別	工種	使用開始時期	使用理由
各戸配布調査書		調査完了後業務内容確認検査前	各戸に配布するため

1-11 履行上の義務及び心得

受注者は、本業務の実施にあたって、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 本業務で知り得た所有者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務は、所有者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施にあたっては所有者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (3) 所有者から要望等があったときには、十分にその意向を把握したうえで、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 家屋事前調査

家屋事前調査とは、当社の事業に係る施設の規模、構造及び工法並びに工事箇所地の地盤状況から判断して、工事の施行により不可避免的に発生する地盤変動に伴い、建物その他の工作物に損害等が生ずるおそれがあると認められる時は、当該損害に対する措置を迅速かつ的確に行うため、工事の着手に先立ち、起業地及びその周辺地域において、「建物等の配置及び現況」について調査を行うものである。

2-2 現地踏査

現地踏査とは、本業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握することをいう。

現地踏査の検測数量は（式）で行うものとする。

2-3 意向確認調査

意向確認調査とは、本特記仕様書2-4-4「損傷調査」の実施に先立ち、建物等の所有者に対して意向確認調書（様式第1号）にて意向を確認することをいう。

意向確認調査の検測数量は（件）で行うものとする。

2-4 建物等調査

2-4-1 建物等調査の区分

建物等調査の区分は、以下の表2-1及び2-2によって行うものとし、鉄骨系、コンクリート系、木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に区分するものとする。

なお、現地踏査の結果により表2-1、2-2の区分によらない場合は、別途監督員と受注者で協議するものとする。

（表2-1）

区分	調査対象
木造建物A-1 木造建物A-2	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物のうち、主に専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの。
木造建物C-2	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物のうち、主に工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。
非木造建物イ-2 非木造建物イ-8	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）のうち、店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの。

(表 2 - 2)

区分	調査対象
木造建物 A - 1	70 m ² 未満
木造建物 A - 2	70 m ² 以上 130 m ² 未満
木造建物 C - 2	70 m ² 以上 130 m ² 未満
非木造建物 イ - 2	200 m ² 以上 400 m ² 未満
非木造建物 イ - 8	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満

2 - 4 - 2 建物等調査における一般的事項

本業務の実施にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
- (2) 建物ごとに実測による間取り平面及び立面
- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所
現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行う。
- (4) その他
本特記仕様書 2 - 4 - 6 「事前調査書等の作成」の調査書及び図面の作成に必要な事項

2 - 4 - 3 数量等の処理

- (1) 建物等の計測
 - 1) 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りではない。
 - 2) 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
 - 3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- (2) 図面等に表示する数値及び面積計算
 - 1) 建物等の調査図面に表示する数値は、前項の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
 - 2) 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。
 - 3) 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。
 - 4) 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。
 - 5) 建物等調査 木造建物、非木造建物の検測数量はそれぞれ（棟）で行うものとする。

2-4-4 損傷調査

- (1) 受注者は、本特記仕様書2-4-2「家屋事前調査における一般的事項」の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。
 - 1) 基礎 2) 軸部 3) 開口部 4) 床 5) 天井 6) 内壁 7) 外壁
 - 8) 屋根 9) 水回り 10) 外構
- (2) 基礎についての調査は、次のとおり行うものとする。
 - 1) 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め、合わせて計測を行う。
 - 2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じている時は、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
 - 3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
 - 4) 計測の単位は、幅はミリメートル、長さはセンチメートルとする。
- (3) 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次のとおり行うものとする。
 - 1) 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
 - 2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
 - 3) 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
 - 4) 計測の単位は、ミリメートルとする。
- (4) 開口部（建具等）についての調査は、次のとおり行うものとする。
 - 1) 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
 - 2) 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。
 - 3) 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものはその程度及び数量を調査する。
 - 4) 計測の単位は、ミリメートルとする。
- (5) 床についての調査は、次のとおり行うものとする。
 - 1) えん甲板張り等の居室（畳敷きの居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
 - 2) 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
 - 3) 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
 - 4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- (6) 天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときは、内壁の調査に準じて調査を行うものとする。
- (7) 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
 - 1) 原則として、すべてのちり切れを計測する。

- 2) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- (8) 内壁に亀裂が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
- 1) 原則として、全ての亀裂を計測する（最大幅、長さ及び分岐点幅）。
 - 2) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
 - 3) 亀裂が壁一面に多数発生しているときは、その状態をスケッチする。また、壁面に雨漏等のシミが発生しているときは、その形状及び大きさを調査する。
- (9) 外壁に亀裂等が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
- 1) 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大亀裂から2箇所程度を計測する。
 - 2) 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- (10) 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次のとおり調査を行うものとする。
- 1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
 - 2) 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- (11) 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 1) 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等の調査は、内壁の調査に準じてものとする。
 - 2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- (12) 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項までの調査に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

2-4-5 写真撮影

本特記仕様書2-4-4「損傷調査」に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次のとおり写真撮影を行うものとする。なお、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- 1) カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。
- 2) 事前調査時において、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影し、次の事項を明示した黑板等と同時に撮影する。
 - ①四方からの外部及び屋根
 - ②各室
- 3) 本特記仕様書2-4-4「損傷調査」において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黑板等と同時に撮影する。
 - ①調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
 - ②損傷名及び損傷の程度（計測）
 - ③撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

2-4-6 事前調査書等の作成

(1) 事前調査書等の作成

受注者は、次の家屋調査書及び図面を作成するものとする。

- ① 調査区域位置図
- ② 調査区域平面図
- ③ 建物等調査一覧表（様式第2号）
- ④ 建物等調査書（平面図、立面図等）（様式第3号）
- ⑤ 損傷調査書（様式第4号）
- ⑥ 写真集（様式第5号）

(2) 事前調査書及び図面

受注者は、(1)の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

- 1) 調査区域位置図は、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 2) 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図は次により作成する。
 - ア) 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - イ) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- (3) 建物等調査一覧表は、調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には建物に準じて記入する。
- (4) 建物等調査書（平面図、立面図等）は、本特記仕様書2-4-2及び2-4-4の事前調査の結果を基に建物等ごとに次のとおり作成するものとする。
 - 1) 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
 - 2) 建物等立面図は、縮尺100分の1で作成し、原則として四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - 3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、展開図については損傷箇所の変化（拡大、新規発生、権利者からの申出）についてその部屋全面を作成する。縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。
- (5) 損傷調査書は、本特記仕様書2-4-2「家屋事前調査における一般的事項」及び2-4-4「損傷調査」の事前調査に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- (6) 写真は、撮影したものをカラーのサービス判でプリントし、様式第4号及び様式第5号に所定の記載を行ったうえでファイルする。但し、写真ファイル編集書式に関して、受注者より提案がある場合は、両者協議の上決定する。

2-4-7 立会確認書

受注者は、建物等への立入り調査時に各所有者へ立会確認書（様式第6号）に記名、押印を求め、受領した書面を監督員に提出するものとする。

2-5 各戸配布調査書

2-5-1 種別

受注者は、調査完了後に対象建物等の所有者へ調査報告書の内容を説明し、調査結果について確認する。確認の証として確認書（様式第7号）に記名、押印を求め、受領した書面を監督員に提出するものとする。各戸配布調査書は、対象建物等の所有者へ配布し、配布の証として受領書（様式第8号）に記名、押印を求め、受領した書面を監督員に提出するものとする。

なお、各戸配布調査書の仕様は下記のとおりとし、報告書の配布は業務内容確認検査前とする。

項目	規格・仕様	備考
ファイル	A4、ペーパーファイル若しくはキングファイル	
報告書	A4又はA3	
写真	写真データを様式第5号に貼付しプリントしたもの	

また、調査結果の確認及び調査書の配布にあたっては、監督員の立会いを予定しているため、密に連絡を取るものとする。

2-5-2 数量の検測

各戸配布調査書の検測数量は（件）で行うものとする。

2-6 打合せ協議

本業務における打合せの回数は、業務内容確認検査、完了検査を含め4回とする。打合せの検測数量は1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路(株)関東支社千葉工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-7 材料費

材料費とは、家屋事前調査を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の完成品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（調査等の業務に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム、切手、封筒等の購入費）をいう。

2-8 交通費・日当・宿泊費

交通費・日当・宿泊費には、打合せ及び現地踏査、家屋事前調査に必要な交通費・日当・宿泊費を含むものとし、調査項目箇所が増減した場合、交通費・日当・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と協議するものとする。また、ウェブ会議システム等を活用して打合せ

を実施する場合の交通費・日当・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-9 成果品

報告書の表紙は、アートベラム241色、黒文字製本とする。また、成果品の数量は、共通仕様書1-46-5「標準提出部数」によらず下記のとおりとする。

項目	数量		備考
	監督員	NEXCO総研	
報告書（紙）	【正】1部（合冊） 【副】1部（分冊）	—	平面図、立体図等を含む
報告書（電子データ）	1部	1部	

第3章 補足事項

3-1 現地立ち入りについて

現地立ち入りの際は、事前に当社と十分な打合せを行わなければならない。

3-2 設計図書の変更及び追加が予想される内容

- (1) 地元協議の結果に基づく、業務内容の変更及び追加
- (2) 現地踏査結果による、業務内容の変更及び追加

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 東京外環自動車道 京葉ジャンクションBランプ家屋事前調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3-2. 受注者が設定した業務の終期)

様式第1号

京葉ジャンクションの工事に伴う家屋事前調査意向確認書

東日本高速道路株式会社
関東支社 千葉工事事務所

令和 年 月 日

所在地 _____

家屋番号 _____ について

希望する方に○を付けて下さい。

1. 家屋事前調査について

・希望します

・希望しません

希望される場合の調査範囲について

・外部のみ

・外部及び内部

2. 家屋事後調査について

・希望します

・希望しません

希望される場合の調査範囲について

・外部のみ

・外部及び内部

※ 家屋事前調査を希望されない場合、家屋事後調査は実施できません。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

建築物等調査一覧表

工区	建物等所在地	工期	事前調査	延べ面積	用途	建築物等の概要	建物等所有者	担当者	年月日	調査日	事前調査の損傷の概	事前調査の損傷の有無	申請年月日	調査年月日	担当者	工担当課	応急復旧の有無	事後調査の損傷の有無	事後調査の損傷の概	事後調査の損傷の有無	費用負担の要否	年月日	担当者	備考		
																									申請年月日	調査年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

建物等調査書（平面図、立面図等）

調査番号	建物番号
所有者	
工種	建物等の概要
	事前調査 事後調査
基礎	
屋根	
外壁	
内壁	
天井	
床	
経過年数	
用途	

事前調査	調査日	年月日
	調査者	
事後調査	調査日	年月日
	調査者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番横とする。

--

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

(写真貼付)

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

--

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

注 写真番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

建物等の立会確認書

東日本高速道路株式会社
関東支社 千葉工事事務所長 殿

(建物等所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(建物等占有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

下記の建物等について京葉ジャンクションの工事に伴う建物等の事前調査に立会いました。

記

建物等表示 (建物番号)

所 在 地

種 類

構 造

以 上

確 認 書

東日本高速道路株式会社

関東支社 千葉工事事務所長 殿

東日本高速道路株式会社の施行する京葉ジャンクションの工事に先立ち、令和 年 月 日に実施した私所有建物等の事前調査を立会のうえ実施し、その調査結果は報告書のとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

(建物等所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

受領書

東日本高速道路株式会社

関東支社 千葉工事事務所長 殿

東日本高速道路株式会社の施行する京葉ジャンクションの工事に先立ち、令和 年 月 日に
実施した私所有建物等の事前調査の報告書を受領しました。

令和 年 月 日

(建物等所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印